

大切な相続を、 ひとつずつ丁寧に。

相続が発生し、一定額の遺産を相続した相続人は、相続税の申告書を提出する必要があります。

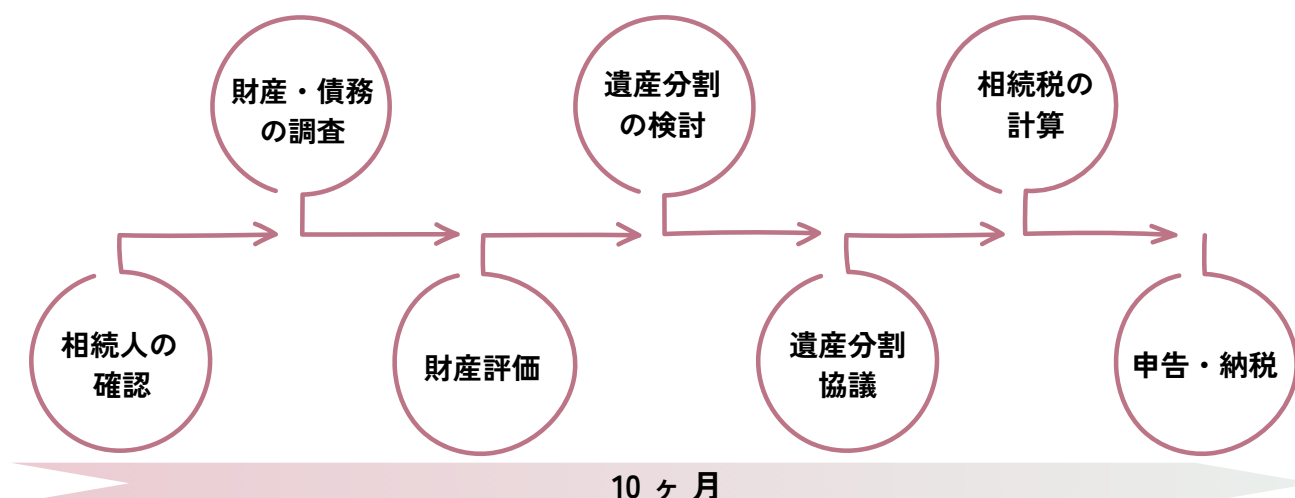
相続税の申告では、限られた期間の中で、相続人の確認、財産の調査、財産評価、遺産分割、相続税の計算、申告・納税まで、さまざまな手続きを進めなければなりません。

「何から始めればよいのかわからない」 「どの資料を集めればよいのかわからない」
「土地や株式の評価が心配」 「遺産をどう分ければよいのかわからない」

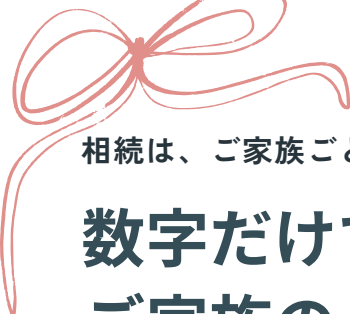
横山千夏税理士事務所では、相続税申告に必要な手続きを整理し、ご家族のお話を丁寧に伺いながら、申告完了までサポートいたします。

まず確認したい「相続税の申告期限」

相続の開始があったことを知った日の翌日から 10か月以内



10か月というと長く感じますが、その間に、上記のすべてを完了させる必要があります。特に、不動産が多い場合、相続人が多い場合、財産内容が複雑な場合には、早めの準備をおすすめしています。



相続は、ご家族ごとに答えが違います

数字だけではなく、 ご家族のこれからまで考える



誰がどの財産を引き継ぐのか。これからご家族がどう暮らしていくのか。次の相続まで考える必要があるのか。事情は一つとして同じではありません。

横山千夏税理士事務所では、数字だけを見るのではなく、お話を丁寧に伺いながら相続税申告を進めてまいります。

当事務所が大切にしている6つのこと

01

お話を丁寧に伺います

ご家族のお考えや今後の生活についてもお話を伺い、納得感を持って進められることを大切にします。

02

わからないことを、そのままにしません

疑問に思うことがあれば資料を確認し、必要な調査を行います。

03

必要に応じて、現地まで赴きます

土地は書類だけで判断せず、必要に応じて利用状況や形状、周辺状況を確認します。

04

進捗を細かくお伝えします

「今どこまで進んでいるか」「次に何をするか」をわかりやすくお伝えします。

05

わかりやすい言葉でご説明します

専門用語を並べるのではなく、「つまりどういうことか」が伝わる説明を心がけます。

06

資料をきれいに整理してお返しします

申告後も、数年後に見返して内容がわかるように資料を整理してお返しします。

相続税申告を安心して 進めていただくために

相続税申告には、財産の確認や評価、遺産分割など、さまざまな手続きがあります。

横山千夏税理士事務所では、申告までの流れを整理し、内容をご説明しながら、一つひとつ丁寧にサポートいたします。

01

相続人・財産の確認

戸籍等から法定相続人や相続関係を確認。預貯金、不動産、有価証券、生命保険、その他の財産・債務を整理し、必要に応じて過去の資金移動や贈与も確認します。

02

相続財産の評価

土地・建物、上場株式、非上場株式などを相続税評価。土地は各種資料に加え、必要に応じて現地の状況も確認します。

03

財産一覧の作成

どのような財産があり、それぞれの相続税評価額はいくらか、財産の総額はいくらかになるかを一覧にまとめます。

04

相続税額・特例の検討

相続税額を計算し、配偶者の税額軽減、小規模宅地等の特例、その他適用可能な特例・控除について確認します。

05

遺産分割と税額の検討

必要に応じて複数の分割方法について税額を試算し、「誰がどの財産を相続すると税額がどう変わるか」「二次相続まで考えるとどうなるか」をご説明します。今回の相続税が最も少ない分け方が、ご家族全体にとって最もよいとは限りません。

※最終的な遺産分割は、相続人の皆さまで決定していただきます。

06

相続税申告書・添付資料の作成

遺産分割の内容を反映して相続税申告書と必要な添付資料を作成。申告内容や納税額をご説明し、ご確認後に電子申告します。納税方法もご案内します。

07

申告後のご説明・資料整理

申告書、財産評価資料、財産関係資料、その他の重要資料を整理してお渡しします。後から見返したときにも内容がわかる状態を目指します。

相続税申告の流れ

申告期限から逆算しながら、段階ごとに必要なことをご案内します。

STEP 1

初回面談

ご家族の状況、相続財産の概要、お困りになっていることをお伺いします。資料はすべて揃ってなくても構いません。

STEP 2

お見積り・ご契約

財産内容等を確認し、業務内容と報酬をご案内します。

STEP 3

必要資料の収集

「何を、どこから取得するのか」がわかるように一覧でご案内します。

STEP 4

財産調査・財産評価

預貯金、不動産、有価証券、生命保険、過去の資金移動などを確認し、必要に応じて土地の現地確認も行います。

STEP 5

中間報告

財産総額、相続税額の見込み、確認事項、遺産分割にあたって検討したい事項などをご説明します。

STEP 6

遺産分割

必要に応じて分割方法による税額の違いや二次相続への影響をご説明します。

STEP 7

申告書作成・最終確認

申告内容と納税額をご説明し、ご納得いただいたうえで最終確認を行います。

STEP 8

電子申告・納税

相続税申告書を電子申告し、納税方法についてもご案内します。

STEP 9

申告資料のお渡し

申告書、財産評価資料、財産関係資料等を整理し、まとめてお返しします。



確認に時間を要するケースがあります

早めに動くことで、安心して進められます

相続財産やご家族の状況によっては、申告までに確認すべき事項が多くなる場合があります。

不動産が複数ある

土地は利用状況や形状、接道状況などによって評価が変わることがあります。書類だけでは判断できない場合があります。

預貯金の移動が多い

過去の贈与や家族名義の預金などについて確認が必要になる場合があります。取引履歴の確認に時間を要することもあります。

会社を経営していた

非上場株式、会社への貸付金、役員借入金などの確認や評価が必要になる場合があります。

相続人が多い・意見がまとまっていない

申告期限までに遺産分割がまとまらない可能性も考え、早めにスケジュールを整理することが大切です。

二次相続まで考えて分けたい

今回の相続税だけを少なくすることが、ご家族全体にとって最もよいとは限りません。将来の相続も考えながら検討します。



申告のあとまで、 安心してご相談いただけるように。



税理士報酬について

相続税申告の報酬は、遺産総額や財産内容、相続人の人数、土地の数、申告期限までの期間などにより異なります。

初回面談で財産の概要を確認したうえで、案件ごとに正式なお見積りをご提示します。

報酬の目安 遺産総額の約1%

※財産内容、土地・非上場株式等の評価、相続人の人数、特殊事情等により報酬が変わる場合があります。

申告後のご相談も承ります

相続が終わったあとには、「次の相続はどうなるのか」「土地を売却した方がよいのか」「子どもへの贈与をどうするか」「生命保険を活用できないか」など、新しい問題が見えてくることがあります。ご希望の方には、申告後の相続・資産承継についても引き続きご相談いただけます。

「お願いしてよかった」と思っていただけの仕事を。

相続税の申告が終わったときに、内容をきちんと理解でき、安心して次へ進めること。そこまで含めて、私たちの仕事だと考えています。

「よくわかった」「安心した」「お願いしてよかった」

そう思っていただけの仕事を目指しています。



横山千夏税理士事務所

相続税申告・相続相談

〔住所〕 〔電話番号〕 〔ホームページ〕

ご相談は予約制です。